



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 9 日

村上市長 高橋 邦



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

村上・岩船・瀬波地区プラン、山辺里地区プラン、上海府地区プラン
荒川地区プラン、神林地区プラン、舘腰地区プラン、三面地区プラン
高根地区プラン、猿沢地区プラン、塩野町地区プラン、山北地区プラン

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

| | |
|------------|---------|
| 法人 | 48 経営体 |
| 個人 | 438 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 15 組織 |

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- 村上・岩船・瀬波地区プラン、山辺里地区プラン、荒川地区プラン
神林地区プラン、舘腰地区プラン、三面地区プラン、高根地区プラン
猿沢地区プラン 担い手は十分確保されている。
- 塩野町地区プラン 担い手はいるが十分ではない。
- 上海府地区プラン、山北地区プラン 担い手がいない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- 担い手に集積・集約化する。
- 各地区の抱えている問題、課題を明確にし、対策を検討し実行する。